

# 令和2年度以前の所得計算

## 給与所得の計算

給与所得については、必要経費に代わるものとして収入金額から給与所得控除額を差し引くことになっています。給与所得金額の計算方法は下記の表のとおりです。

給与の収入額(A)	給与所得金額	
～650,999円	0円	
651,000円～1,618,999円	A-650,000円	
1,619,000円～1,619,999円	969,000円	
1,620,000円～1,621,999円	970,000円	
1,622,000円～1,623,999円	972,000円	
1,624,000円～1,627,999円	974,000円	
1,628,000円～1,799,999円	A÷4=B (千円未満切り捨て)	B×2.4
1,800,000円～3,599,999円		B×2.8-180,000円
3,600,000円～6,599,999円		B×3.2-540,000円
6,600,000円～9,999,999円		A×0.9-1,200,000円
10,000,000円～	A×0.95-1,700,000円	

## 公的年金等(雑所得)の計算

公的年金の収入金額から公的年金等控除額を差し引いたものが、雑所得として取り扱われます。雑所得(公的年金等)は収入金額と受給されている人の年齢に応じて、下記の表のとおり定められています。

年齢	公的年金等の収入額(A)	雑所得(公的年金等)
65歳未満	～700,000円	0円
	700,001円～1,299,999円	A-700,000円
	1,300,000円～4,099,999円	A×0.75-375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A×0.85-785,000円
	7,700,000円～	A×0.95-1,555,000円
65歳以上	～1,200,000円	0円
	1,200,001円～3,299,999円	A-1,200,000円
	3,300,000円～4,099,999円	A×0.75-375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A×0.85-785,000円
	7,700,000円～	A×0.95-1,555,000円

(注)65歳以上であるかどうかの判定は、収入のあった年の12月31日現在の年齢によります。

## 非課税所得

次のような所得は、収入金額の多少に関わらず非課税所得として他の所得と区分され、課税の対象にはなりません。

(主な非課税所得)

- ・傷病者や遺族などが受け取る恩給、年金など
- ・給与所得者の出張旅費、通勤手当
- ・損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- ・雇用保険の失業給付
- ・相続、遺贈または個人からの贈与による所得
- ・学資に充てるために給付される金品や、扶養義務者相互間で扶養義務を履行するために給付される金品
- ・児童手当、児童扶養手当